

「外宮奉納証マーク」使用に関する規約

平成 27 年 6 月 9 日 改定

伊勢商工会議所

「外宮奉納証マーク」使用に関する規約

（目的）

第1条 伊勢商工会議所（以下、「当所」という）の主催する「伊勢神宮外宮奉納事業」のブランド価値を守ることを目的に、当規約を作成する。

第2条 「外宮奉納マーク」と共に、奉納事業者を「真面目で正直なものづくり集団」としてPRすることで、正直で真面目なものづくりを支援し、ブランド力向上と日本の経済活性化に寄与する。

（商標権及び使用权）

第3条 伊勢神宮外宮奉納マークの商標権及び使用权は、当所が有する。（商標登録第5599318号）

（マーク印刷について）

第4条 使用適用者のマーク印刷について次の通り定める。

- ① 印刷の彩色は紫を原則とし、鮮明であること。紫以外の色を用いる場合は、黒色とする。
- ② マークの直径は15mm以上とする。
- ③ 印刷は耐候性、耐熱性のあるインクを使用すること。
- ④ 毎年必ず外宮奉納することを条件として奉納年の印刷を省略することができる。

（使用適用者）

第5条 使用適用者は、次の各号に定める通り

- ① 外宮奉納事業者（自社製品のPRの為、営利目的で使用）
- ② メディア・媒体（事業・取組の紹介等非営利目的での使用）
- ③ 卸売業者や小売業者などの流通業者（外宮奉納事業者以外が外宮奉納品を売る為に営利目的で使用）

（奉納ロゴ・マーク図柄等）

第6条 奉納マークのデザイン、縦・横比率などの改ざんや変更は一切認めない。

（使用許可の手続きと権利）

第7条 第5条①に定める適用者の使用許可については次の通り定める。

- ① マーク使用許可を受けようとする者は、当所に伊勢神宮外宮奉納マーク使用申請書（別紙1）を提出しなければならない。
- ② マーク使用許可を受けた者は、当所の承諾なく、マーク使用权を第三者に譲渡、担保提供、転貸

し、又は代理使用を許諾してはならない。

- ③ 当規約の遵守事項に基づきマークを広告に使用することができる。但し、事前に使用目的や仕様について明記し、画像やデータを添付して、当所宛に使用申請すること。
- ④ 奉納者は、当所から奉納年の入った「奉納シール」を購入することができ、奉納した製品に「奉納シール」を貼って販売することができる。
- ⑤ 詰め合わせ製品に関して全ての詰め合わせ製品が奉納されている場合をのぞき、詰め合わせの個別アイテムそれぞれに奉納シールを貼付又は奉納マークを印刷すること。奉納年号が違う場合もこれに同じとする。
- ⑥ 「伊勢神宮外宮奉納」「奉納マーク」を掲げて販売する場合、販売する奉納商品には必ず奉納シールを貼付又は奉納マークを印刷して販売すること。奉納商品にマークの貼付又は印刷をせず、看板やPOP、プライス等にもシールを貼付又は印刷することはできない。
- ⑦ マーク使用許可を受けた者が印刷業者に印刷業務を委託する場合、当所が監督するものではなく、マーク使用許可を受けた者が、印刷業者のデータ不正使用に係る行為のすべてについて責任を負うものとする。また、奉納マーク印刷の不正が発覚した場合、マーク使用許可を受けた者が全責任を負うものとし、いかなる処分も受け入れるものとする。
- ⑧ 奉納者は奉納品の流通に際して、流通当地国で適用されるラベル表示や商法に従い適切な処置をとるものとし、当所及び推薦団体、並びに神宮司廳は奉納者の違反行為に対する責任は一切負わない。

第8条 第5条②に定める適用者の使用許可については次の通り定める。

- ① 当規約の遵守事項に基づき「伊勢神宮外宮奉納」「奉納マーク」を掲載することができる。但し、事前に掲載目的や掲載方法について企画書を提出し、委員会の判断に従う。
- ② 当事業は商工会議所・商工会の関わる事業であるため、一部の事業者のみを特別に扱う事はできない。

第9条 第5条③に定める適用者の使用許可については次の通り定める。

- ① 卸売業者や小売業者などの流通業者が企画展などで、「伊勢神宮外宮奉納」という事業名をイベント名に使用を希望する場合、事前にイベントの目的や企画内容、招聘事業所がある場合は候補事業所について明記し、画像やデータ等も添付して、当所宛に使用申請すること。
- ② 委員会は、申請内容を協議し、当事業の発展に寄与すると判断された場合にのみ、イベントへの協力を行う。
- ③ 「伊勢神宮外宮奉納」「奉納マーク」を掲げて販売する場合、商品には必ず奉納シールを貼付又は奉納マークを印刷するよう納入業者に指示すること。
- ④ 奉納事業者以外が申請を行い「奉納シール」を購入することはできない。
- ⑤ イベント終了後は、速やかに報告書を作成し、当所に提出すること。

(報告義務とマーク印刷使用料)

第10条 マーク使用許可を受けた者は、マーク使用の対価として、当所に対して以下のとおり使用料を支

払うものとする。

- ① 使用料の算定：マーク使用許可を受けた者が本規約に基づいて印刷されたマーク（5円/枚）の枚数は印刷数がかかる書類（納品書及び請求書（写し可）等）を添えて申告することで確認し算定する。
- ② 支払方法：当所の指定する銀行口座に電信送金による振込で支払う。この場合の振込手数料はマーク使用許可を受けた者の負担とする。
- ③ マーク使用（有料）許可を受けた外宮奉納事業者（第5条④に定める）は、マーク使用に関する支払担当者を定め、マーク印刷枚数の報告を当所に対し、未締め後、翌月10日までに書面で報告しなければならない。
- ④ 正当な理由なくマーク使用枚数を過少申告した場合、倍額を請求することができる。
- ⑤ 枚数報告に遅滞があった場合は、遅滞金を10%加算し請求することができる。

（有効期限）

第11条 毎年3月31日を有効期限とし、更新しない旨の申出が2ヶ月前まででない場合は引き続き1年間自動更新とする。但し、当所は期間の途中であっても（マークの不適切使用、その他使用環境の変化等があった場合）、マーク使用者に対し、マーク使用の中止を求めることができ、マーク使用者はそれに従わなくてはならない。マーク使用者のマーク使用に関する変更、中断、終了により生じた損害について当所は一切責任を負わない。

（専門指導員）

第12条 マーク使用許可を受けた者は、当所の職員又は当所が指定する第三者（専門指導員）が行うマーク使用状況、規約の遵守状況等について本店、営業所、取引業者、印刷業者、関連会社等への立入りを含む調査に協力し、その改善指導に従わなければならない。

第13条 当所は、マーク使用許可を受けた者に対し、第15条の調査を実施する場合、当該調査の予定につき、予め通知する。

（違法な表示等への措置）

第14条 次のいずれかに該当する場合、マーク使用許可を受けた者に対して是正措置を講じ、出荷を差し止めることができる。

- ① 外宮奉納品以外の商品及び広告に、当該商品が当所の外宮奉納証明を受けていると誤解される恐れがある方法でマークの表示又はこれと紛らわしい表示を使用している。
- ② 外宮奉納証明に関し、マーク使用許可を受けた者の広告に第三者を誤解させる恐れのある内容がある。

（注意事項）

第15条 マーク使用に関して上記原則に準拠していないと判断、又は支払いがなされない場合、当規約に反するものとみなし訴訟の対象となる。

第16条 不可抗力事態が発生した場合、当所委員会は現行規約を変更する権利を持つ。

- 第17条 Webについては定期的に調査を行い、上記規約に準拠していないと判断された場合、訓告を行い、使用の中止を求めることができる。
- 第18条 上記規約にあげられていない場合でもマーク使用を中止する場合がある。
- 第19条 奉納品の名前を変更する場合は、必ず当所へ変更を通知すること。通知が無い場合には以後の奉納審査に影響を及ぼすことがある。
- 第20条 奉納事業所が、合併や買収を検討あるいは進行中の場合、その旨を速やかに当所へ通知すること。合併・買収以前の奉納データは新しい企業へ継承することができる。
- 第21条 外宮奉納の応募者は、当規約をよく読み、各条項を遵守することに同意するものとする。
- 第22条 「伊勢神宮外宮奉納」、「伊勢神宮外宮奉納市」及び「外宮奉納マーク」の使用に関し、消費者等とのトラブルについて、当所は一切の責任を負わないものとする。
- 第23条 本規約に定めるマーク使用に関し、上記内容に違反があった場合にはマーク使用許可を受けた者に対し、文書による請求を行い、適正な是正措置が確認できた場合、請求を取り消すが、請求の有効期間内に適切な是正措置が講じられない場合は、いかなる処分も受け入れるものとする。
- 第24条 上記に記載のない事項が生じた場合には伊勢商工会議所外宮奉納委員会の判断に従うものとする。